

## 令和4年12月臨時県議会提出案件について

- 令和4年12月臨時県議会を12月26日（月）に招集することとし、本日、招集告示を行ったところであります。
- 提出案件は、訴えの提起1件、予算案1件であります。
- 山中湖畔県有地に係る一連の訴訟について、昨日、甲府地方裁判所において判決が下されたところです。  
周辺環境に見合った現実的な「適正賃料」、すなわち、県民資産の実勢価値を反映した賃料を求めるという本県の趣旨が汲まれない判決内容となったことは、大変に残念です。
- いずれにしても、県有地や県民の資産を運用する県としては、その運用のあり方、方法、仕組みを透明で公平なものにしていかなければならないことは、殊更、申し上げるにも及ばないことです。
- 県有地に係る一連の議論については、県民全体の財産の行方を決する重要な問題であるにも関わらず、
  - ・ これまで県民の皆さまの目に触れさせることなく、ひっそりと処理され続けてきた歴史的経緯に対し、
  - ・ 法廷だけでなく県民から選ばれた県議会でも活発に議論されるきっかけとなり、ひいては、県民の皆様の前に明らかになったという歴史的な意義があるものと考えております。
- 県有地の貸し付けによる効果は、当然ながら将来に亘り、あまねく県民全体に最大限還元されるべきものです。このことを

前提に、その手続きにおける透明性、公平性を確保していくべきです。

知事として、その議論を前に進めることが大切であるとの思いは、微動だにするものではなく、むしろ更なる覚悟をもって臨んで参る所存です。

- このような観点から、控訴の手続きをとり、上級審において更なる議論を行うべきであると判断いたしました。
- すなわち、今回の判決内容に対して異議を述べなかった場合、実勢価値に対して低廉過ぎる賃料を事実上未来永劫に甘受せざるを得ないこととなり、県民に属するべき利益の回復・実現を図る途が事実上閉ざされることとなります。
- 県民から負託を受けた県有資産の管理人たる私としては、なお上級審において議論を深め、県民全体の財産を活用していくルールとあり方は将来に向かってどう改善され、運用されるべきなのか、その利益は県民全体にどう還元されるべきなのか、考えていくことが、県民に対し果たすべき責務であると考えています。
- このため、県民の利益を守ることを第一に考え、県民資産の実勢価値を反映した適正な賃料を受け取って県民のもとに取り戻すべきことを裁判所に理解していただくべく、甲府地方裁判所による判決の速やかな破棄及び県の請求を認容するとの判決を求めて控訴する必要があるとの判断に至りました。
- この控訴を行うには、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づく議会の議決が必要となります。

- また、控訴を提起するには、裁判所に手数料を納付する必要があることから、補正予算に所要の経費を計上しております。
  
- 控訴状の提出期限は、年明け早々の1月4日となることから、年末のお忙しい時期ではありますが、臨時県議会を招集することと致しました。

(以 上)